

湯浦児童クラブの実施に伴う運用方針（実施細目）

湯浦児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、育成と指導を行うため、児童クラブの実施基準に照らして入会を決定します。

1. 入会の実施基準

(1)（家庭外労働）

児童の親が職場（家庭の外）で仕事をするこゝで、その児童の保育ができない場合

(2)（家庭内労働）

児童の親が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするこゝで、その児童の保育ができない場合

(3)（親のいない家庭）

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

(4)（母親の出産等）

親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があり、その児童の保育ができない場合

(5)（病人の看護等）

その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人が同居し、親がいつもその看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合

(6)（家庭の災害）

火災・風水害・地震などによりその家庭を失ったり自宅が破損したため、復旧の間児童の保育ができない場合

2. 入会資格

芦北町に住所を有し「1. 入会の実施基準」に該当する児童

3. 利用定員

30 名

4. 入会申込みの方法

湯浦保育園に備え付けの「湯浦児童クラブ入会申込書」及び必要添付書類により行います。

5. 入会受付期間

随時受付（※定員に到達する日まで）

6. 入会に関する家庭状況把握と決定について

入会申込時に提出していただく書類により、家庭状況を把握し選考し決定します。

7. 入会の決定通知

入会が決定した場合「湯浦児童クラブ入会決定通知書」により保護者に通知します。

8. 活動内容

- (1) 児童の健康管理及び安全確保に努め、情緒の安定を図ること。
- (2) 自発的な遊びの活動意欲及び態度の形成に努めること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に努めること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡を行うこと。
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援に努めること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

9. 時間日及び時間

- 平 日（月～金曜日） 学校終了後 ～ 午後 6 時
- 土曜日（学校開校日） 午 前 8 時 ～ 午後 5 時 30 分
- 夏季休業日（夏休み） 午 前 8 時 ～ 午後 6 時
- 冬期休業日（冬休み） 午 前 8 時 ～ 午後 6 時
- 年度末始日（春休み） 午 前 8 時 ～ 午後 6 時

＊開所時間等に変更がある場合は、事前にお知らせ致します。

＊長期休暇期間は、午前 8 時からの開所となります。

＊土曜日の利用は、事前に連絡が必要です（長期休暇期間の土曜日も含む）。

＊利用しないときは、当日の午前中までに必ず連絡をお願いします。

10. 閉所日

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) お盆休み（8月13日～8月15日）
 - (4) 年末年始（12月29日～1月3日）
 - (5) 学校の行事による振替休日
 - (6) 感染症の流行により学級閉鎖された学年（学級）に所属する児童
- ※特別の事由があるときは閉所日を変更し、臨時に休業する場合があります。

11. 利用の制限

利用児童が次にあげる事由に該当する場合は、児童クラブを利用することはできません。

- (1) 感染症、疾病、その他の理由により集団生活に適さないとき。
- (2) 児童が、児童クラブの入会実施基準に該当しなくなった場合。
- (3) その他運営上支障があると認められるとき。

12. 利用料

利用料金表＜別表1・2＞の通りです。

ただし、別途学童保険料800円を負担していただくことになります。なお、途中入会者も同額です。

13. 利用料金の納入方法について

児童クラブ利用料は当月分を当月の末日までに湯浦保育園に納付して下さい。

14. 利用登録の取消について

- (1) 児童が児童クラブの入会実施基準に該当しなくなった場合。
- (2) 保護者が正当な理由なく実施要綱第12条に定める利用料＜別表1・2＞を納入しないとき。
- (3) その他、児童クラブの運営上支障があると認められるとき。

15. その他

- (1) 長期休業期間中（夏・冬・春休み）は、自家用車等により保護者等の責任による送迎となります。
- (2) 土曜日利用の場合は、お弁当持参となります。
※おやつはありませんので各自必要に応じて持参してください。
- (3) 長期休業期間中（夏・冬・春休み）は、お弁当持参となります。おやつ代は、別途100円／回です。

<別表1>

区 分	単位時間	児童一人当たりの 利用料(月額)	備 考
月曜日～金曜日 (学校登校日) ※学校終了後～午後6時	1ヶ月	3,500円	
土曜日 ※午前8時～午後5時	1ヶ月	2,000円	※平日と土曜日の どちらも利用する 場合は 5,500 円
長期休業期間中 (春・夏・冬休み) ※月曜日～金曜日 ※午前8時～午後6時	1ヶ月 (夏休み)	10,000円	※左記利用料は 長期休業期間 のみ利用した場合 の金額です
	1ヶ月 (春休み・冬休み)	5,000円	

<ご確認をお願いします>

- ・利用料(月額)は、利用日数にかかわらず一律の金額となります。
- ・学童保険料(傷害保険)は、別途1人当り年間800円が必要です。
→「学童保育事業保険」(学童保育児童傷害保険)をに加入致します。
- ・各月の利用料イメージは<別表2>でご確認下さい。

学童保育料早見表

～「平日利用」・「平日+長期の利用」・「長期のみ利用」の利用料金イメージ～

<別表2>

月	平日のみ 利用される方	平日と長期休業中 どちらも利用される方	長期休業期間中のみ 利用される方
4月	3,500円	6,000円 (※③)	2,500円 (※③)
5月	3,500円	3,500円	
6月	3,500円	3,500円	
7月	3,500円	8,500円 (※①)	5,000円 (※①)
8月	3,500円	10,000円 (※①)	10,000円 (※①)
9月	3,500円	3,500円	
10月	3,500円	3,500円	
11月	3,500円	3,500円	
12月	3,500円	6,000円 (※②)	2,500円 (※②)
1月	3,500円	6,000円 (※②)	2,500円 (※②)
2月	3,500円	3,500円	
3月	3,500円	6,000円 (※③)	2,500円 (※③)

※①・・・夏休み期間中は、下記の通りとなります。

7/21～7/31 → 5,000円 (※10,000円の半分)

8/ 1～8/31 → 10,000円

※②・・・冬休み期間は、5,000円を12月分と1月分にわけて 2,500 円ずつお支払いいただきます。

※③・・・春休み期間(学年末・学年始)は5,000円を3月分と4月分にわけて 2,500 円ずつお支払頂きます。

6年生の利用料金は2,500円(3月分のみ)。※3月31日までの利用となります。

※平日に加えて土曜日にも利用される場合は、利用の有無にかかわらず2,000円/月が別途必要です。

※上記利用料に、おやつ代を別途お支払いいただきます。(1回利用につき100円)